また、本件事業の事業計画は、平成3年7月19日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件地域の内外を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる京奈和自動車道整備促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　奈良県御所市役所及び五條市役所

○環境省告示第五号

構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十三号）の施行に伴い、並びに構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第十項及び第三十四条の規定に基づき、環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業（平成十五年三月環境省告示第三十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年一月二十九日

環境大臣　石原　伸晃

題名を次のように改める。

環境省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置

第一条第一項中「廃棄物処理法第十五条」を「同法第十五条」に、「において」を「において、再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業（法第二条第三項に規定する規制の特例措置であって、廃棄物処理法第九条の八又は第十五条の四の二の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の再生利用に係る特例の対象となる廃棄物の範囲を拡大するものをいう。）を実施することについて」に、「環境大臣が定める産業廃棄物」を「再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物」に改め、同条第二項中「第六条の四第十号」を「第六条の三第十号」に、「第六条の五第十一号」を「第六条の四第十一号」に改め、同項第一号イ(2)中「第六条の三第一項第二号ハ（第十二条の十二の三において準用する場合を含む。）」を「第六条の三第二号」に改める。

第二条及び別表を削り、第一条の見出し及び条名を削り、第一項に項番号を付する。

○関東地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十九日

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
越谷市千間台東一丁目七番二四から同市千間台東一丁目七番一一まで	前	二二・四六～二六・八五メートル	〇〇・〇二一九キロメートル
	後	二〇・二五～二二・四六	〇〇・〇二一九

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十九日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野県上水内郡信濃町大字柏原字南屋敷一四番二から同町大字柏原字南屋敷二三番一まで	前	九・一九～一四・六〇メートル	〇〇・〇六一キロメートル
	後	一一・四〇～一五・五二	〇〇・〇六一

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十九日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野県諏訪郡富士見町富士見字根重一九六一番一地先から同町富士見字東ノ谷一九三八番二地先まで	前	一三・八九～六四・二三メートル	〇〇・〇九九キロメートル
	後	一三・八九～八四・一八	〇〇・〇九九

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十九日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百五十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
船橋市浜町二丁目二一番二から同市西浦二丁目七番一〇まで	前	四九・九五～七三・〇七メートル	一・七六六キロメートル
	後	五四・〇五～七三・〇七	一・七六六

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所